

<一般委託>

逸見総合管理センター発電機室ほかアスベスト調査業務委託 仕様書

逸見総合管理センター発電機室ほかアスベスト調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	石綿障害予防規則第3条第2項に規定する石綿の有無の分析調査を行う。
2	履行期間	契約の日から令和3年12月17日
3	施行場所	横須賀市西逸見町2丁目10番地ほか1か所
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	1、検体の採取にあたっては、周囲に第三者がいないことを確認の上、作業にあたること。 2、検体採取にあたり転落等の事故のない様、安全に留意すること。 3、検体を採取した箇所は、復旧処置をすること。
6	関係法規	石綿障害予防規則
7	資格要件	特記仕様書のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	上下水道局技術部浄水課 浜口 崇 電話 046-823-0604

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

逸見総合管理センター発電機室ほかアスベスト調査業務委託

特記仕様書

1 調査場所

逸見総合管理センター：横須賀市西逸見町2丁目10番地

大矢部ポンプ所：横須賀市衣笠町43番10号

2 調査内容

逸見総合管理センター及び大矢部ポンプ所内において、工事予定の施工箇所にアスベストが含まれている恐れがあるため分析調査を行う。

3 分析方法

JISA1481-1(2016)「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」により行うこと。

4 調査箇所

(1) 逸見総合管理センター（12検体）

- ア 発電機室換気ダクトフランジ部パッキン
- イ 発電機室区画貫通部ケイカル板
- ウ 発電機室区画貫通部充填材(ロックウール等)
- エ 発電機本体の断熱材
- オ 発電機室消音器内断熱材
- カ ガスタービン発電装置内の排気系ダクトのフランジ部パッキン
- キ ガスタービン発電装置内の機関本体のフランジ部パッキン
- ク 3階事務所二重張り天井点検口①
- ケ 3階事務所二重張り天井点検口②
- コ 2階トイレ点検口
- サ 第3会議室点検口
- シ 機械室換気ダクトフランジ部パッキン

(2) 大矢部ポンプ所（3検体）

- ア 第1電気室区画貫通部ケイカル板
- イ 第1電気室区画貫通部充填材(ロックウール等)
- ウ 大矢部高区ポンプ所発電機室区画貫通部ケイカル板

(3) 注意事項

フランジ部は十分な検体量を採取できない場合、フランジの取外しを行い、検体を採取すること。検体採取後はフランジの再取付けを行うこと。

5 その他

(1) 調査結果報告書を1部提出すること。

調査結果報告書には、委託件名、試料採取箇所及びアスベスト含有の有無、アスベストの種類を記載すること。また、偏光顕微鏡法の結果（アスベスト質量分率〇%等）、分散染色法及び偏光顕微鏡法での検体写真、検体採取状況写真を添付すること。

(2) 作業日程表（任意様式）及び作業員名簿（任意様式）を1部提出すること。

(3) 健康診断（検便）

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、水道法21条に基づき、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原性大腸菌 O-157 とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。また、検査結果の有効期限は6か月とし、期間が過ぎた場合は再度検査を実施し、検査結果を監督員に提出すること。

ア 水工程に直接触れて作業する者

イ 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者

ウ 6か月を越えて従事する者

(4) 業務委託記録写真

撮影表示板には、業務名、年月日、業務場所、業務内容、受託者を記載する。

以上